

平成 29 年 3 月 28 日

総務省自治行政局長 殿

総務省行政評価局長

保育所に入所できないことを事由とする育児休業手当金の延長要件の見直し
－地方公務員の「パパ・ママ育休プラス」の場合－（あっせん）

当局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、「地方公務員共済組合の組合員が配偶者とともに育児休業を取得するパパ・ママ育休プラスの場合に子が 1 歳 2 か月に達する日まで支給できることとされている育児休業手当金について、保育所に入所できないことを事由とする支給期間の延長要件を雇用保険の延長要件と同じようにしてほしい」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討しました。その結果、当局としては、下記のとおり、地方公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合における保育所に入所できないことを事由とする育児休業手当金の支給期間の延長要件について、パパ・ママ育休プラスの仕組みに沿った運用を図る観点から、雇用保険及び国家公務員共済組合と同様にする必要があります。

ついては、貴局において、そのための措置を御検討ください。

なお、これに対する貴局の措置結果等について、平成 29 年 6 月 28 日までにお知らせください。

記

1 制度の概要及び当局の調査結果

(1) 育児休業

雇用保険の被保険者については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づき、原則1歳に満たない子を養育するために育児休業することができることとされている。

この育児休業については、平成17年度から、子が1歳に達する日後に保育所等において保育が実施されない（以下「保育所に入所できない」という。）事由がある場合、子が1歳6か月に達する日まで育児休業を延長することができることとされた。

その後、平成22年度から、仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、育児休業を取得しようとする者が、子が1歳に達する日以前に育児休業している配偶者とともに育児休業する場合、育児休業期間について、子が1歳に達する日後から1歳2か月に達する日まで延長できることとされた。

一方、地方公務員共済組合の組合員については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づき、また、国家公務員共済組合の組合員については、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）に基づき、子が3歳に達する日まで育児休業することができることとされている。

(2) 育児休業手当金及び育児休業給付金

ア 支給期間

地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合の組合員は、育児休業した場合、所属する共済組合への請求により、子が1歳に達する日まで育児休業手当金が支給される（通常の場合）。ただし、配偶者とともに育児休業するパパ・ママ育休プラスの場合、最長で子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金が支給される（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の2、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第68条の2）。また、雇用保険の育児休業給付金に係る支給期間についても、同様である（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の4）。

イ 支給期間の延長

地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合の組合員が保育所への入所を希望し、申込みを行っているが、保育所に入所できない場合、請求により育児休業手当金の支給期間の延長が可能である。この支給期間の延長は、通常の場合及びパパ・ママ育休プラスの場合のどちらも最長で子が1歳6か月に達する日まで可能である（地方公務員等共済組合法第70条の2、地方公務員等共済組合法施行規則

(昭和 37 年自治省令第 20 号) 第 2 条の 5 の 5 第 1 号、国家公務員共済組合法第 68 条の 2、国家公務員共済組合法施行規則 (昭和 33 年大蔵省令第 54 号) 第 111 条の 2 第 2 項第 1 号)。また、雇用保険の育児休業給付金に係る支給期間の延長についても同様である (雇用保険法第 61 条の 4、雇用保険法施行規則 (昭和 50 年労働省令第 3 号) 第 101 条の 11 の 2 の 3 第 1 号)。

(3) 支給期間の延長要件の運用

ア 通常の場合

地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の育児休業手当金並びに雇用保険の育児休業給付金の保育所に入所できないことを事由とする支給期間の延長要件の運用について、当局が確認したところでは、次のとおりとなっており、いずれも同様である。

- ① 保育の利用を申し込んでいる日 (保育所への入所申込日) 及び保育所への入所を希望する日 (入所希望日) が、子が 1 歳に達する日以前であること。
- ② 子が 1 歳に達する日後、保育所に入所できていないこと。

イ パパ・ママ育休プラスの場合

保育所に入所できないことを事由とする地方公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合における育児休業手当金の支給期間の延長要件の運用については、次のとおり、雇用保険の育児休業給付金及び国家公務員共済組合の育児休業手当金と相違している。

① 地方公務員共済組合

地方公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合の支給期間の延長要件の運用は、上記 1(3)アの通常の場合と同じである。このことについて、例えば、地方公務員共済組合の一つである公立学校共済組合が組合員に配布している「福利厚生ハンドブック」では、次のとおり説明されている。

【福利厚生ハンドブック (公立学校共済組合) (抜粋)】

- (イ) 「パパ・ママ育休プラス」対象者の総務省令で定める要件の取扱いについて
通常の育児休業取得者と同様に、当該子が 1 歳に達する日以前における状況で判断します。そのため、保育所に入所できないために育児休業を延長することとなった場合の入所不承諾通知書等の入所希望日は、少なくとも子の 1 歳の誕生日の前である必要があります。(略)

② 雇用保険及び国家公務員共済組合

雇用保険及び当局が確認した国家公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合の支給期間の延長要件の運用は、i) 保育所への入所申込日及び入所希望日が、休業終了予定日以前であること、及びii) 休業終了予定日後、保育所に入所できないこととされている（注）。

（注）国家公務員共済組合の組合員の休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日後である場合は、1歳2か月に達する日

(4) パパ・ママ育休プラスの場合の支給期間の延長要件の運用が相違している原因

支給期間の延長要件の運用について、地方公務員共済組合と雇用保険及び国家公務員共済組合とで相違している原因は、次のとおりである。

① 雇用保険

雇用保険法施行規則には、通常の場合の延長要件である「子が1歳に達する日後、保育が実施されない場合」の「1歳に達する日」を「休業終了予定日」とする読替規定があり、それに基づき、公共職業安定所において運用されている。

② 国家公務員共済組合

国家公務員共済組合法施行規則には、雇用保険のような通常の場合の延長要件をパパ・ママ育休プラスの場合の延長要件に読み替える規定はないが、当局が確認した国家公務員共済組合の担当部局では、雇用保険と同様に運用されている。

③ 地方公務員共済組合

地方公務員等共済組合法施行規則にも、国家公務員共済組合と同様、通常の場合の延長要件をパパ・ママ育休プラスの場合の延長要件に読み替える規定はない。このため、全ての地方公務員共済組合において、通常の場合の延長要件をそのままパパ・ママ育休プラスの場合にも適用し運用されている。

なお、その理由について、例えば、公立学校共済組合本部では、平成22年6月に総務省自治行政局に確認した結果に基づくものであるとしている。

表 育児休業給付金又は育児休業手当金の延長要件の規定振り

区 分	各施行規則における支給期間の延長要件の規定振り
雇用保険	<p>【雇用保険法施行規則】</p> <p>通常の場合の延長要件は、雇用保険法施行規則に「保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」と規定されている（第101条の11の2の3第1号）。また、パパ・ママ育休プラスの場合の延長要件については、上記「1歳に達する日」を「休業終了予定日」とする読替規定（第101条の11の3）がある。</p>
国家公務員共済組合	<p>【国家公務員共済組合法施行規則】</p> <p>通常の場合の延長要件は、国家公務員共済組合法施行規則に「保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」と規定されている（第111条の2第2項第1号）。しかし、パパ・ママ育休プラスの場合の読替規定はない。</p>
地方公務員共済組合	<p>【地方公務員等共済組合法施行規則】</p> <p>通常の場合の延長要件は、地方公務員等共済組合法施行規則に「保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」と規定されている（第2条の5の5第1号）。しかし、パパ・ママ育休プラスの場合の読替規定はない。</p>

(注) 各施行規則に基づき当局が作成

2 改善の必要性

パパ・ママ育休プラスの場合、地方公務員共済組合の組合員が、雇用保険の被保険者及び国家公務員共済組合の組合員と同様に、子が1歳に達した日時から1歳2か月に達する日までの間に保育所への入所申込みを行うと、育児休業手当金の支給期間の延長が認められないケースがある。

このため、保育所に入所できないことを事由とする地方公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合における育児休業手当金の支給期間の延長要件について、行政苦情救済推進会議において審議した結果、次の内容の意見があった。

地方公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合における育児休業手当金の支給期間の延長要件について、パパ・ママ育休プラスの仕組みに沿った運用を図る観点から、

- i) 延長要件の運用は、早急に雇用保険及び国家公務員共済組合と同様にする必要がある。
- ii) また、延長要件は、本来雇用保険法施行規則と同様に地方公務員等共済組合法施行規則に規定されることが正しい。

したがって、総務省自治行政局は、地方公務員共済組合のパパ・ママ育休プラスの場合における保育所に入所できないことを事由とする育児休業手当金の支給期間の延長要件について、パパ・ママ育休プラスの仕組みに沿った運用を図る観点から、雇用保険及び国家公務員共済組合と同様にする必要がある。